

議案第 48 号

桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

桐生市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市消防団条例の一部を改正する条例

桐生市消防団条例(平成17年桐生市条例第34号)の一部を次のように改正する。
第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。
第6条第2項第2号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議 案 説 明

議案第 48 号 桐生市消防団条例の一部を改正する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第 44 条により、地方公務員法が改正されたことを踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除しようとするものです。